

児童手当・児童育成手当

6月は支払月

6月は児童手当・児童育成手当の支払月です。6月15日に2〜5月分の手当を指定の口座に振り込みます。

受給者は現況届の提出を

児童手当、児童育成手当の受給者は、毎年6月に「現況届」を提出することが定められています。現況届を提出しないと6月分以降の手当が受けられなくなり、必ず提出してください。

受付期間

※土・日曜日を除く
受付時間 午前8時30分〜午後5時
※木曜日は午後8時まで
持ち物 手当によって必要書類が異なります。同封の通知をご覧ください。

児童手当現況届の電子申請を開始します

マイナンバーカードを利用して、国が運営する「マイポータル」内の「びったりサービス」から、児童手当の現況届の申請を開始します。

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族の支援を行う応援者にならせますか。
日時 6月15日(火) 午前10時〜11時

オンライン講座
赤ちゃんをはじめ育てているママへ
ベビープログラム赤ちゃんが来た!

日時 6月25日〜7月16日の金曜日(4回) 午後1時30分〜3時30分
定員 先着12組(予約制)
費用 1組1千100円(テキスト代)

青梅市ファミリー・サポート・センター

日時 6月19日(土) 午前10時30分〜11時30分
会場 福祉センター集会所
対象 3か月〜小学生の保護者で子育てのお手伝いをしてほしい方
登録料・年会費無料
※別途利用料あり
申し込み 18日までに電話



△応募フォーム

介護保険負担限度額認定証の更新申請

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護および短期入所療養介護(ショートステイ)の居住費、食費が過重な負担とならないように、世帯課税状況や年金収入、資産、配偶者所得等の状況に応じて申請により軽減される場合があります。

送付方法は

送付方法は、毎年世帯課税状況、年金収入額等の見直しを行います。6月初旬に介護保険負担限度額認定申請書を送付しますので、6月30日(必着)までに更新申請を行ってください。
なお、感染症対策のため郵送での申請にご協力ください。申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

申請に必要なもの

①生活保護受給者
②本人・同世帯および配偶者が非課税かつ老齢福祉年金受給者
③本人・同世帯および配偶者が非課税かつ資産が一定額以下の方
申請先・問い合わせ 介護保険課介護保険管理係(市役所1階)

寄りませんか「うめカフェ」

認知症疾患のあるご本人やその家族、認知症に関心のある方が集い、日頃の悩みや思い、認知症の関連情報を共有する場です。
日時 6月14日(月) 午後1時30分〜3時
会場 市役所2階202会議室
費用無料
申し込み 11日までに電話で高齢者支援課係へ

日時 6月15日(火) 午前10時〜11時

日時 6月14日(月) 午後1時30分〜3時

▽介護保険被保険者証(郵



1日当たりの段階別負担限度額(令和3年8月以降)

()内はおおよそ1か月分の料金です。

Table with columns for Income Category, Asset Standard, Burden Stage, and various fee types (Residence, Food, etc.).

※軽減の対象となるのは、第1段階〜第3段階①、②の方です。
※配偶者は、世帯分離をしている配偶者および内縁関係の方を含みます。